

平成31・32年度 横瀬町物品等入札参加資格審査申請要領

1. 資格審査対象者

平成31・32年度(平成31年4月1日から平成33年3月31日まで)において、横瀬町が締結する次に掲げる契約の入札に参加しようとする者。

- ① 物品納入:建設資材を含む物品の納入契約
- ② その他業務:建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理以外に係る業務の委託契約

2. 申請できない者

次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の11第1項で準用する同令第167条の4第2項の規定に該当する者(特別な理由のある者を除く。)
- ③ 横瀬町契約規則第22条の規定により横瀬町の競争入札に参加させないこととされた者
- ④ 営業に関し許可等を要する場合に、営業に必要な登録、免許又は許可を受けていない者

3. 申請受付期間

**平成31年1月28日(月)から平成31年2月28日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)**

※受付期間後の随時受付は行いません。(期間を定めた追加受付を予定しています。)

4. 申請受付時間

(午前) 午前9時から正午まで (午後) 午後1時から午後5時まで

5. 申請受付場所

横瀬町役場まち経営課 (〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地)
(役場2階 8番窓口)

6. 提出方法

直接持参してください。ただし、平成29・30年度の横瀬町入札参加資格を有している場合は、郵送でも受け付けますので、申請受付場所宛までお送りください。(申請受付期間内の消印のみ有

効)なお、郵送による提出の場合で、受付証が必要なときは、必ず返信用の封筒(返送先を記入し、82円切手を貼付)を同封してください。

7. 申請書様式

該当申請書様式(8. 提出書類の青字表記)を横瀬町ホームページからダウンロードしてご使用ください。

	申請業種	使用申請書様式
物 品	建設資材納入	横瀬町物品等入札参加資格審査申請書(様式第1号)
	その他物品納入(修理等含)	
	印刷、リース	横瀬町物品等入札参加資格審査申請書(希望物品・業務登録用)(様式第1-1号)
委 託	総合企画等その他業務委託	※7. 提出書類を参照
	建物・設備等維持管理	

8. 提出書類

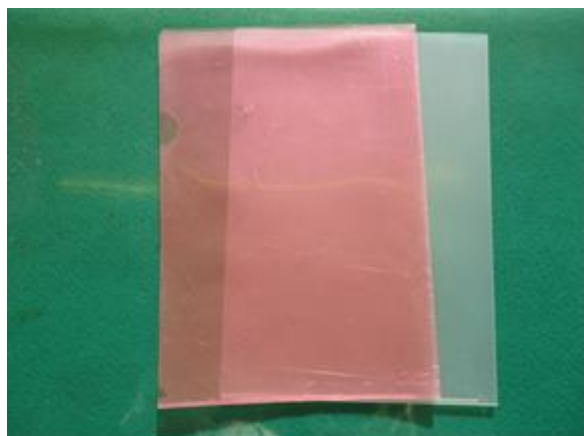
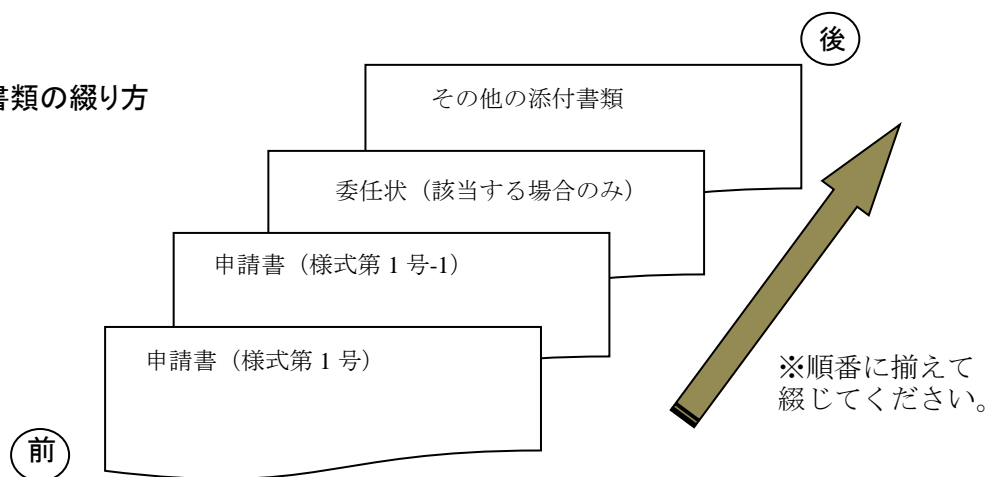
- 1) [横瀬町物品等入札参加資格審査申請書\(様式第1号\)](#)
- 2) [横瀬町物品等入札参加資格審査申請書\(希望物品・業務登録用\)\(様式第1-1号\)](#)
- 3) [委任状\(様式第3号\)](#): 代理人を置く場合には、添付してください。
- 4) (横瀬町に納税義務を有する場合のみ) [横瀬町町税納税証明書\(入資審-1\)](#)
 ※用紙は、横瀬町税務会計課に用意してありますが、申請者欄に代表者等の押印が必要ですので、事前に用紙を横瀬町ホームページからダウンロードし、申請者欄の記入・押印を済ませてから税務会計課窓口に申請してください。
- 5) (法人の場合) [税務署納税証明書「その3の3」](#)の写し: 「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことを条件とします。
- 6) (法人の場合) [商業登記簿謄本](#)の写し: 申請日前3ヶ月以内に発行され、登記内容が現状と相違ないもの。
- 7) (個人の場合) [税務署納税証明書「その3の2」](#)の写し: 「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことを条件とします。
- 8) (個人の場合) [身分証明書](#)の写し及び [住民票](#)の写し: 申請日前3ヶ月以内に発行され、証明内容が現状と相違ないもの。
- 9) [役員名簿及び組合員名簿](#)(協同組合等に限る。): 任意の様式を作成してください。

9. 作成要領

書類は綴じないで番号順に揃え、クリアホルダー(↓)に挟み込んで提出してください(色の指定等はありません。)。ホチキス留め等はしないでください。

提出書類は、すべて「A4サイズ」に統一してください。

※書類の綴り方



10. 審査基準日

申請時直前の決算日 とします。

11. 審査結果の公表

横瀬町入札参加資格者名簿に登録された者は、閲覧等の方法により公表しますので、ご了承のうえ申請してください。

なお、6. 提出方法に記載した受付証以外、申請者への登録済通知はいたしません。

12. その他

1) 申請書等の様式は、窓口で配布しませんので、横瀬町ホームページからダウンロードしてください。

2) 手書きの場合は、黒色のボールペン等を用い、楷書ではっきりと記入し、記入漏れのないようにしてください。(修正は、修正液等を使ってください。)

3) 提出を求めている書類等(会社案内等)は、提出しないでください。

4) 申請後、次の事項に変更が生じたときは、直ちに**横瀬町入札参加資格者変更届(様式第4号)**に添付書類を添えて提出してください。(郵送可:受付証が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。)

- ① 商号又は名称{添付書類:(法人の場合)商業登記簿謄本の写し、(個人の場合)登録行政庁に提出した受理印のある変更届の写し}
- ② 本店・主たる営業所の所在地、住所{添付書類:(法人の場合)商業登記簿謄本の写し、(個人の場合)登録行政庁に提出した受理印のある変更届の写し住民票の写し}
- ③ 電話番号又はファクシミリ番号
- ④ 法人の代表者(添付書類:商業登記簿謄本の写し)
- ⑤ 事業主又は法人の代表者の氏名{添付書類:(個人の場合)住民票の写し、(法人の場合)商業登記簿謄本の写し}
- ⑥ 代理人(添付書類:委任状)
- ⑦ 代理人の氏名(添付書類:住民票(変更日が確認できるもの)の写し、委任状)
- ⑧ 代理人の役職名(添付書類:委任状)
- ⑨ 代理人を置く営業所の所在地(添付書類:委任状)
- ⑩ 代理人を置く営業所の電話番号又はファクシミリ番号
- ⑪ 許可若しくは登録の有無、許可業種又は登録部門{添付書類:(取消・取得)許可(登録)取消通知書の写し又は許可(登録)通知書(証明書)の写し}
- ⑫ 協同組合にあっては、その役員又は組合員(添付書類:役員名簿・組合員名簿)
- ⑬ 町外業者の町内に所在する営業所の有無(添付書類:受理印のある許可行政庁に提出した変更届の写し)

5) 申請後、次のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて届け出てください。

- ① 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者(特別の理由のある者を除く。)となったとき。
- ② 死亡(法人においては解散)したとき。
- ③ 営業停止命令を受けたとき。
- ④ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- ⑤ 金融機関から取引を停止されたとき。

- ⑥ 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
- 6) 相続、合併又は営業譲渡(個人業者の法人化を含む。)により、資格審査をした者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を継承しようとするときは、競争入札参加資格継承申請書に関係書類を添えて営業の一切を継承した日から 90 日以内に提出してください。

問い合わせ先: 横瀬町役場 まち経営課 財政グループ

TEL0494-25-0112

FAX0494-23-9349

E-mail : machikei@town.yokoze.saitama.jp